

総務政策常任委員会資料

令和8年6月17日(水)

総 合 政 策 部

目次

I 予算議案

- 議案第1号 令和8年度一般会計補正予算案について（第1号）・・・3

II 特別議案

- 議案第18号 宮崎県総合計画の変更について・・・11

III 報告事項

- 令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について・・・14

IV その他報告事項

- ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について（統計調査課）・・・15
- ②令和7年度の移住実績について（中山間・地域政策課）・・・21
- ③宮崎県中山間地域振興計画の改定について（中山間・地域政策課）・・・24
- ④本県とインドネシア政府等との連携合意について（産業政策課）・・・27
- ⑤宮崎県消費者基本計画の策定について（生活・協働・男女参画課）・・・29
- ⑥第12次宮崎県交通安全計画の策定について（生活・協働・男女参画課）・・・31
- ⑦第5次みやざき男女共同参画プランの策定について（女性活躍推進室）・・・33
- ⑧みやざき文化振興計画の改定について（みやざき文化振興課）・・・35
- ⑨第2次宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定について（人権同和対策課）・・・37

I 予算議案 議案第1号 令和8年度一般会計補正予算案について（第1号）

1 令和8年度 6月補正予算案(総合政策部)

(一般会計)

(単位：千円)

所 属 名	補正額	補正前の額	補正後の額
総 合 政 策 課	0	4,760,428	4,760,428
広 域 連 携 課	0	84,973	84,973
秘 書 広 報 課	0	600,421	600,421
統 計 調 査 課	0	364,165	364,165
総 合 交 通 課	0	1,357,512	1,357,512
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課	0	1,237,301	1,237,301

所 属 名	補正額	補正前の額	補正後の額
産 業 政 策 課	0	448,001	448,001
デ ジ タ ル 推 進 課	0	1,949,976	1,949,976
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	0	683,036	683,036
み や ざ き 文 化 振 興 課	126,703	11,433,777	11,560,480
人 権 同 和 対 策 課	0	132,450	132,450
合 計	126,703	23,052,040	23,178,743

(開発事業特別資金特別会計)

総 合 政 策 課	0	25,518	25,518
-----------	---	--------	--------

(一般会計＋特別会計)

総 合 政 策 部 計	126,703	23,077,558	23,204,261
-------------	---------	------------	------------

I 予算議案 議案第1号 令和8年度一般会計補正予算案について（第1号）

2 債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

所 属 名	事 項	期 間	限 度 額
デジタル推進課	行政情報システム全体最適化推進事業	令和8年度から 令和16年度まで	4,186,000
計	1 事業		4,186,000

(単位：千円)

区分	令和 8 年度						令和 7 年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
みやざき文化振興課 計	11,433,777	126,703	107,127	0	19,576	11,560,480	9,367,976	8,769,040
一般会計	11,433,777	126,703	107,127	0	19,576	11,560,480	9,367,976	8,769,040
（款）総務費	892,525	0	0	0	0	892,525	813,805	799,918
（項）総務管理費	49,869	0	0	0	0	49,869	52,328	48,775
（目）一般管理費	43,846	0	0	0	0	43,846	45,150	43,642
（目）諸費	6,023	0	0	0	0	6,023	7,178	5,133
（項）企画費	842,656	0	0	0	0	842,656	761,477	751,143
（目）企画総務費	698,755	0	0	0	0	698,755	656,383	656,985
（目）計画調査費	143,901	0	0	0	0	143,901	105,094	94,158
（款）教育費	10,541,252	126,703	107,127	0	19,576	10,667,955	8,554,171	7,969,122
（項）教育総務費	10,541,252	126,703	107,127	0	19,576	10,667,955	8,554,171	7,969,122
（目）事務局費	10,541,252	126,703	107,127	0	19,576	10,667,955	8,554,171	7,969,122

(単位：千円)

目		事項				
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名	補正後の額
事務局費	126,703	私学振興費	10,541,252	126,703	私立学校の振興のための助成及び指導に要する経費【所要見込額の増に伴う補正】 1 私立高等学校等就学支援金 126,703 （1）奨学のための給付金（国 1／2 県 1／2） (126,703)	10,667,955

奨学のための給付金

みやざき文化振興課 補正額126,703千円(補正後 389,755千円)
【補正後の財源:国庫、一般財源】

事業の目的

私立高校生等の家庭が負担する授業料以外の教育費（教材費、学用品費等）について、給付対象範囲の拡充等を行うことにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ・対象者：宮崎県内に住所を有し、子が私立高等学校等に通う世帯
- ・給付額：下記区分に応じた単価（年額）

【拡充等一覧表】

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安

	対象世帯数 (見込)	区分ごとの給付額				
		生活保護世帯	住民税所得割 非課税 (年収270万円未満)	住民税所得割 105,500円未満 (年収270～380万円)	住民税所得割 105,500円以上 182,500円未満 (年収380～490万円)	住民税所得割 105,500円以上 264,500円未満 (年収380～600万円) (3子以上の多子世帯)
全日制	約4,300世帯	52,600円	152,000円 ①	50,670円 (①×1/3)	38,000円 (①×1/4)	
通信制	約550世帯	52,600円	52,100円 ②	17,370円 (②×1/3)	13,030円 (②×1/4)	
専攻科	約250世帯	52,100円	52,100円	17,370円 (+6,950円)		13,030円 (+2,610円)

※ 「住民税所得割」の額は、保護者等（親権者又は未成年後見人）全員の県・市町村民税所得割の合算額

※ 赤字の部分は、「給付対象範囲の拡充」が行われた部分

※ 青字の部分は、「給付額の引き上げ」が行われた部分

(2) 事業の仕組み



事業の期間

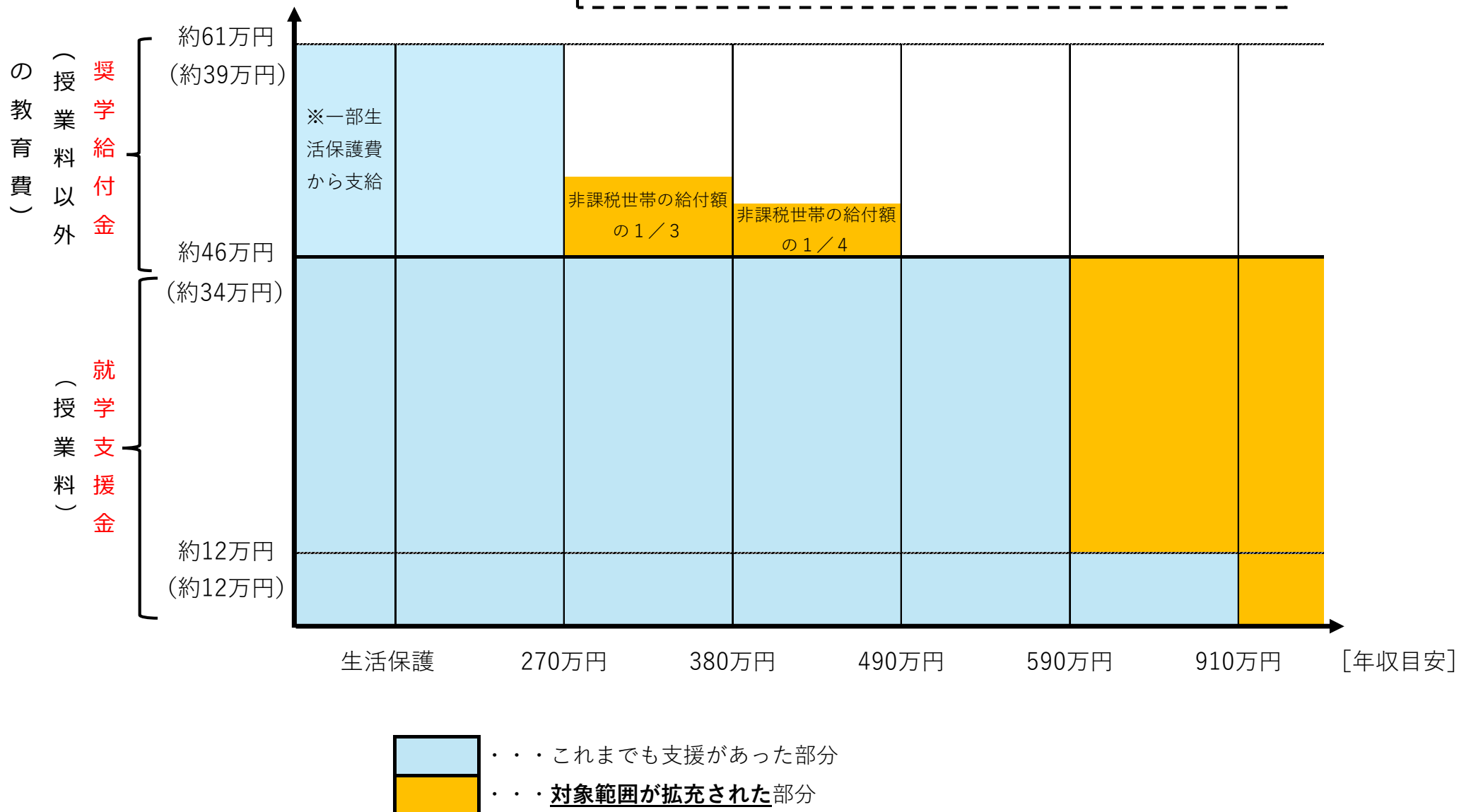
令和8年度～

私立高校に通う生徒の家庭に対する支援の概要

[支給上限額・給付額]

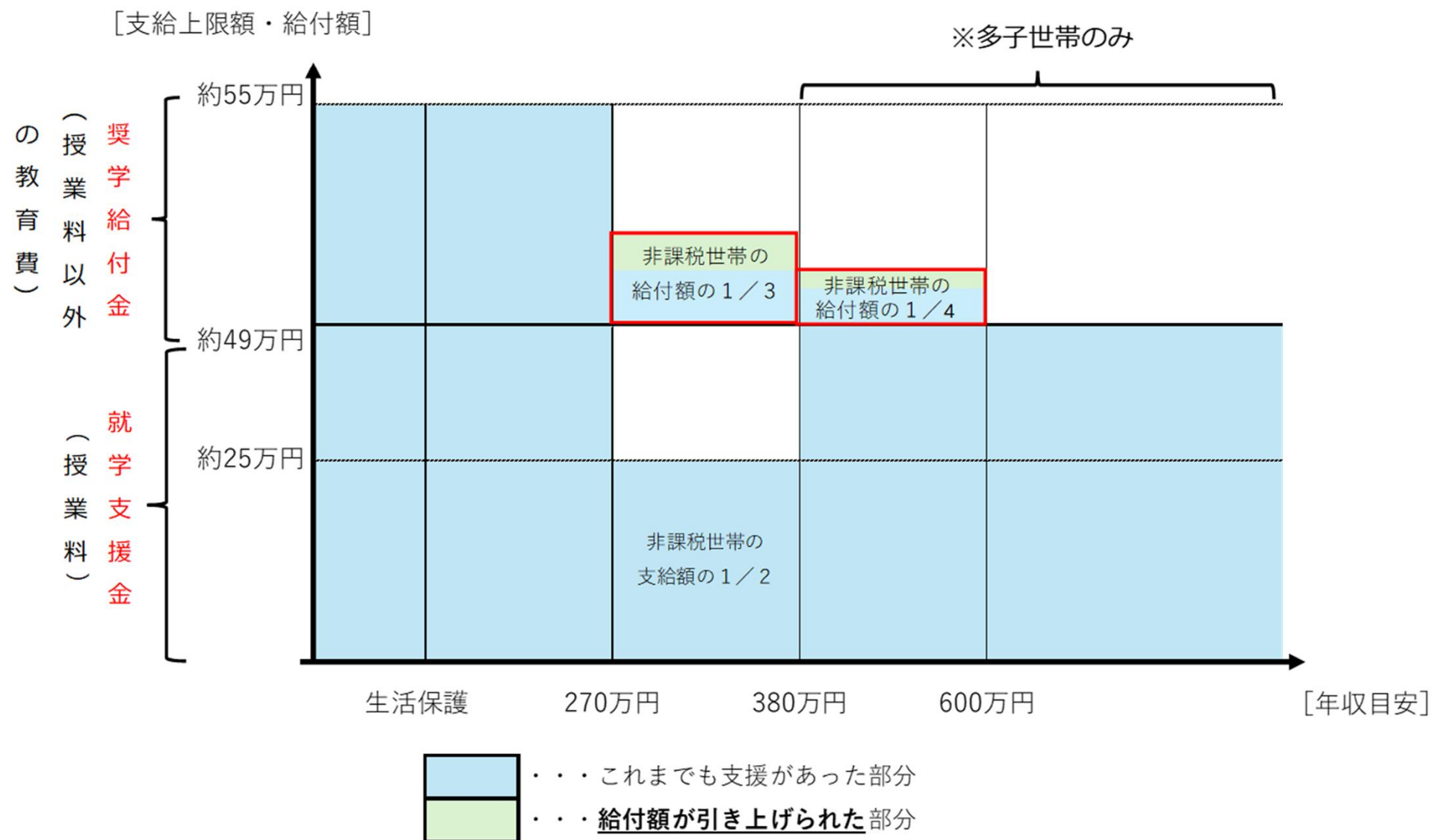
※括弧内は通信制の金額

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人（16 歳以上）、中学生 1 人の 4 人世帯の場合の目安



私立高校専攻科に通う学生の家庭に対する支援の概要

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、学生1人（18歳以上）、
中学生1人の4人世帯の場合の目安



※多子世帯 → 当該生徒を扶養する主たる生計維持者が扶養している
こどもの人数が、合計3人以上の世帯（年齢は問わない）

サーバ統合基盤運営費

デジタル推進課 4,186,000千円(債務負担行為限度額)
【財源:一般財源、その他】

事業の目的

庁内各課のシステムサーバを一元化し、運用の効率化及び経費削減を実現する。

事業の概要

(1) 事業内容

各課で管理するシステムを集約・統合するサーバ統合基盤（第2期）が令和9年度末に利用終了となるため、次期基盤（第3期）に更新する。

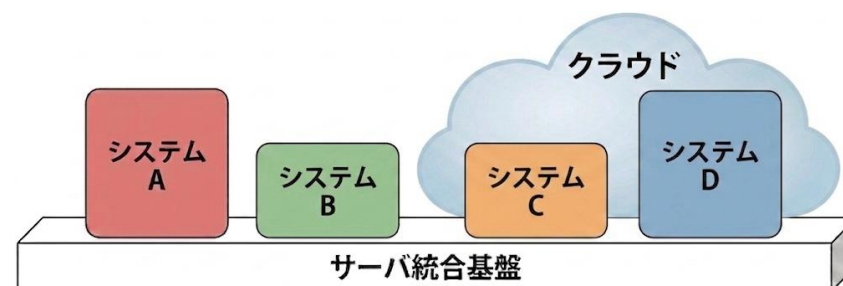
次期基盤では、庁内基盤と事業者のクラウド基盤を組み合わせた新たな方式を取り入れ、システムに応じて振り分けて搭載する。（財務会計システム等、約150の情報システムを搭載予定）

(2) 事業の仕組み

県 → 民間企業
委託

(3) スケジュール

令和8年度 事業者決定・契約、機器調達
令和9年度 基盤構築、各課システムを新基盤へ移行
令和10年度4月 第3期サーバ統合基盤運用開始



事業の期間

令和8年度～令和16年度

【年割額】

(単位:千円)

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	合計
R 8 設定債務	0	700,000	690,000	466,000	466,000	466,000	466,000	466,000	466,000	4,186,000

【議案第18号】 宮崎県総合計画の変更について

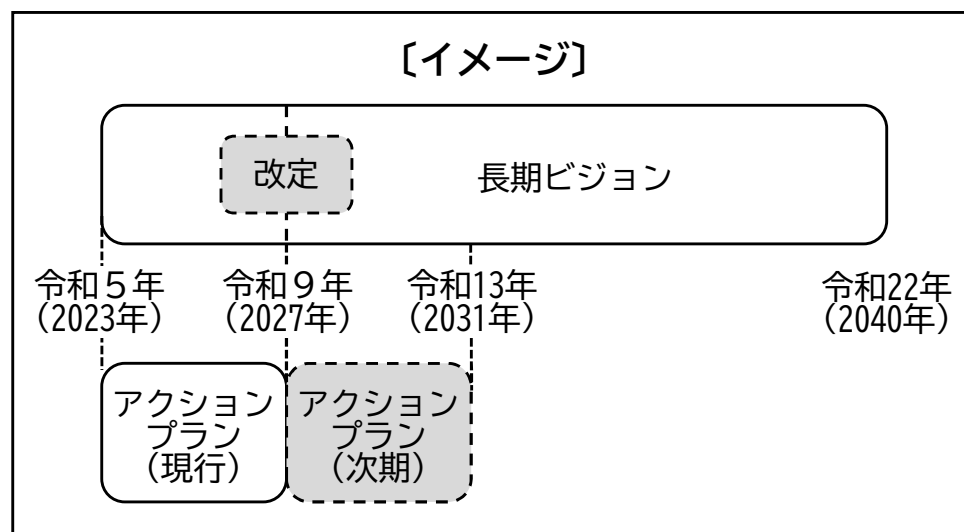
総合政策課

1 趣旨

現行の県総合計画「宮崎県総合計画2023」は、令和22年（2040年）の将来を展望した「長期ビジョン」と、4年間の実行計画となる「アクションプラン」で構成される。

このうち、「アクションプラン」は、今年度で計画期間が終了するため、新たに策定する必要がある。

このため、まずは「長期ビジョン」について、社会情勢の変化を踏まえて改定した上で、新たな「アクションプラン」を策定する。



〔「宮崎県総合計画2023」の概念図〕

長期ビジョン 令和22年(2040年)を展望 【令和4年9月策定】

【基本理念】安心と希望の未来への展望

将来像1	将来像2	将来像3
一人ひとりが生き生きと活躍できる社会	安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会	力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

未来に必要な5つの要素(キーワード)

持続可能性	デジタル・先端技術・イノベーション	
人材力	地域力	きずな・つながり

今後の方向性

1	人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持
2	くらしを支え、未来を拓く産業づくり
3	人生を豊かに過ごせる地域づくり
4	将来の人口安定化に向けた社会づくり

アクションプラン(令和5～8年度の4年間)
【令和5年6月策定】

5つの重点プログラム

I	コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生
II	希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり
III	「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍
IV	社会減ゼロへの挑戦
V	力強い産業の創出・地域経済の活性化

部門別計画

知事の政策提案

2 改定手続き

- (1) 総合計画審議会での審議
審議会委員及び専門委員（「人」、「くらし」、「産業」）による調査・審議、
アクションプランの政策評価
- (2) 基礎調査等の実施
人口構造・県民所得等の将来推計、県民アンケート、パブリックコメント
- (3) 地域別市町村会議の実施
- (4) 若者・女性との意見交換等の実施

3 改定経過

令和7年6月	常任委員会（計画変更着手）
7月	第1回総合計画審議会（諮問）
8月	第2回総合計画審議会（部会設置）、若手職員ワークショップ
10月	地域別市町村会議（～12月）
11月	県民アンケート、若者・女性との意見交換
12月	第3回総合計画審議会、第1回専門部会（論点整理）
令和8年3月	常任委員会（「長期ビジョン」素案審議）
同月	第4回総合計画審議会、第2回専門部会合同会議（「長期ビジョン」素案審議）
4月	パブリックコメント（～5月）
同月	常任委員会（「長期ビジョン」改定経過報告）
5月	第5回総合計画審議会、第3回専門部会合同会議（「長期ビジョン」答申案審議）
同月	「長期ビジョン」に係る答申
6月	「長期ビジョン」（案）議会提案

4 「長期ビジョン」(案)の概要

赤字・黄字は主な見直し・追加箇所

【現行】

時代の潮流と宮崎県

1	人口減少・超高齢化の進行	2	気候変動・自然の脅威
3	価値観や行動の変化	4	デジタル化・先端技術の進展
5	世界の中の日本・宮崎		

【基本理念】安心と希望の未来への展望

将来像1 (人)	将来像2 (くらし)	将来像3 (産業)
一人ひとりが生き生きと活躍できる社会	安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会	力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

今後の方向性

1	人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持
2	くらしを支え、未来を拓く産業づくり
3	人生を豊かに過ごせる地域づくり
4	将来の人口安定化に向けた社会づくり

【改定案】

時代の潮流と宮崎県

1	人口減少・ 少子高齢化の加速	2	世界の中の日本・宮崎
3	経済・産業を取り巻く環境の変化	4	気候変動・自然の脅威
5	価値観や行動の 変容	6	デジタル化・先端技術の進展

【基本理念】安心と希望の未来への展望 ～共に生き、共に創り、共に栄える宮崎へ～

将来像1 (人)	将来像2 (くらし)	将来像3 (産業)
一人ひとりが生き生きと活躍できる 「共生」 の社会	安全・安心で心ゆたかな暮らしを楽しめる 「共創」 の社会	産業が持続的に成長し、安心して働ける「共栄」 の社会

今後の方向性

(1) 寛容で多様性ある社会づくり	(1) 地域社会の維持・充実	(1) 「稼ぐ」農林水産業の実現
(2) 若者・女性から選ばれる県づくり	(2) 安全・安心で持続可能な暮らしづくり	(2) 「稼ぐ」成長産業の創出・育成
(3) 生み育てやすい環境の整備・充実	(3) 心ゆたかに過ごせるまちづくり	(3) DX推進とイノベーション創出
(4) こどもの可能性を伸ばせる教育	(4) 安心して住み続けられる中山間地域	(4) 魅力ある雇用・職場づくり
(5) 心身共に健やかに活躍できる社会の実現		(5) 産業人材の確保・育成・定着

5 今後の予定

令和9年3月	2月定例会常任委員会（「アクションプラン」骨子案審議）
4月	「アクションプラン」に対するパブリックコメント
5月	総合計画審議会、「アクションプラン」の答申
6月	「アクションプラン」(案)議会提案

Ⅲ 報告事項 令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について

令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

所属	款	項	事業名	繰越額(円)	繰越理由
総合交通課	総務費	企画費	トラックドライバー 確保・定着支援事業	48,020,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
総合交通課	総務費	企画費	燃料課税制度変更に伴う 交通・物流事業者支援事業	62,166,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
総合交通課	総務費	企画費	UDタクシー普及促進事業	27,876,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
産業政策課	総務費	企画費	物価高騰対策DX推進事業	100,000,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
みやざき 文化振興課	教育費	教育総務費	私立学校光熱費高騰対応 緊急支援事業	24,890,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
みやざき 文化振興課	教育費	教育総務費	私立学校生徒寮食 緊急支援事業	40,800,000	国の補正予算の関係により、事業 実施期間が不足することによるもの。
計	6事業			303,752,000	

IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

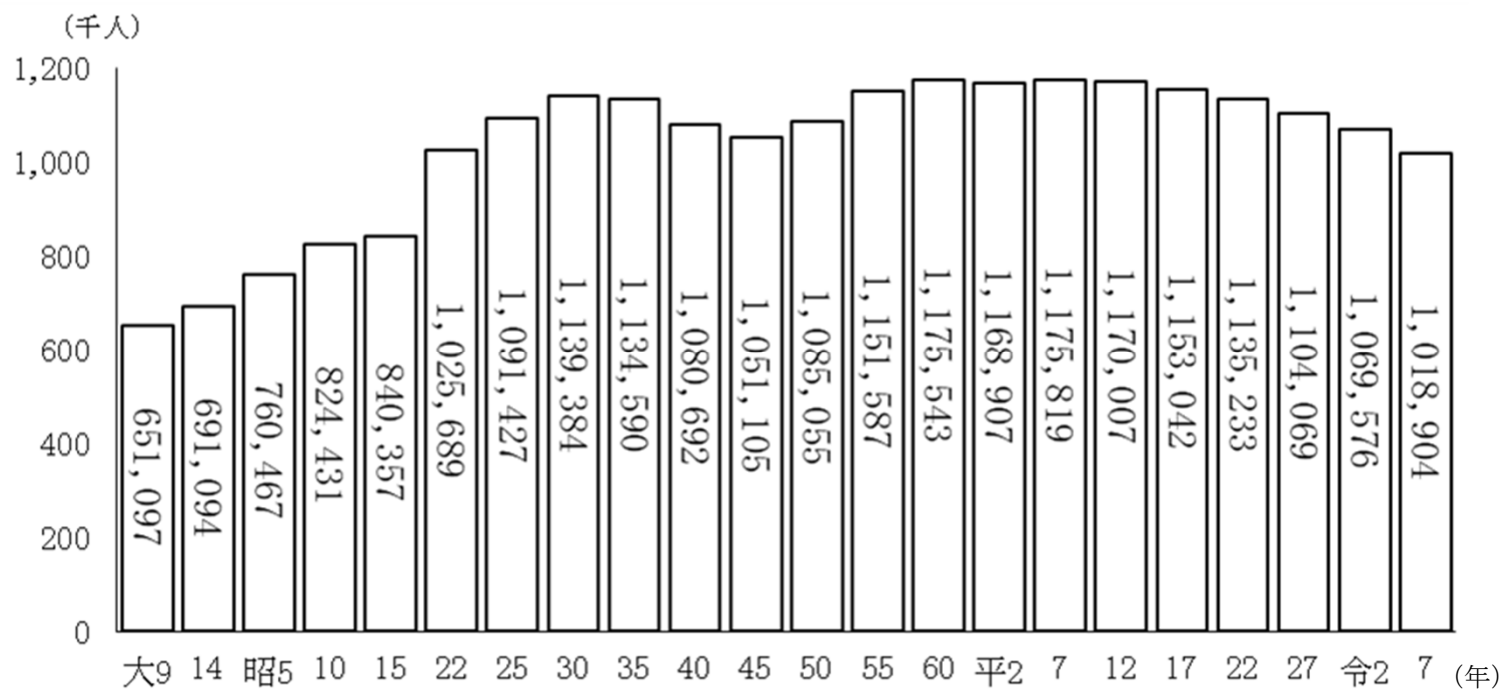
統計調査課

1 人口

本県の人口は 1 0 1 万 8 9 0 4 人（令和7年10月1日現在）
令和2年から 5 万 6 7 2 人（4.7%）減少

人口の推移をみると、昭和30年までは増加していたが、その後減少に転じ、昭和45年を境に再び増加傾向を示した。平成7年にピークを迎え、その後は減少が続いている。

図1 人口の推移（大正9年～令和7年）



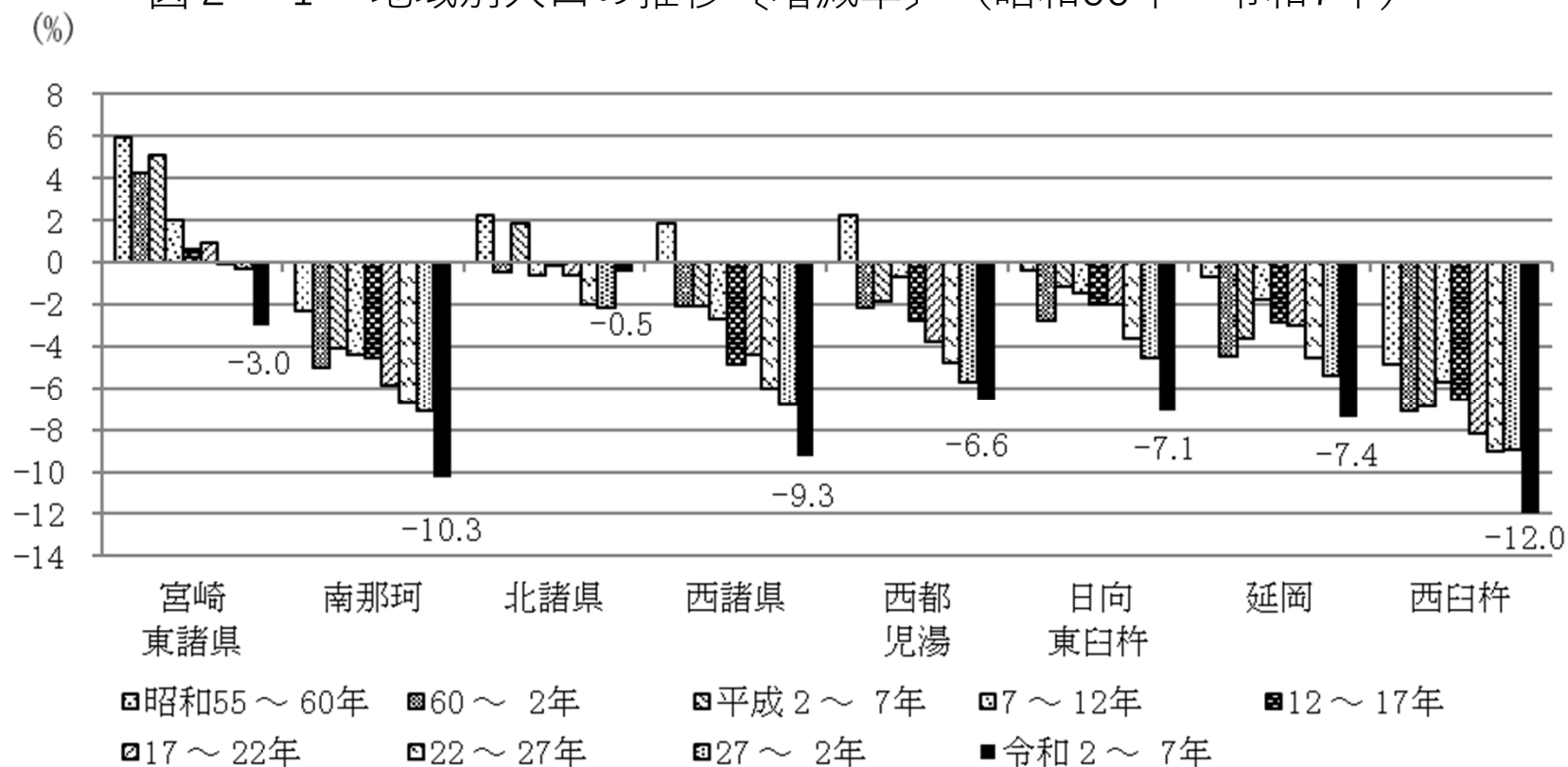
IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

2 地域別人口

「宮崎・東諸県」地域の人口が県人口の約4割を占める
前回調査に続き、全地域で人口減少

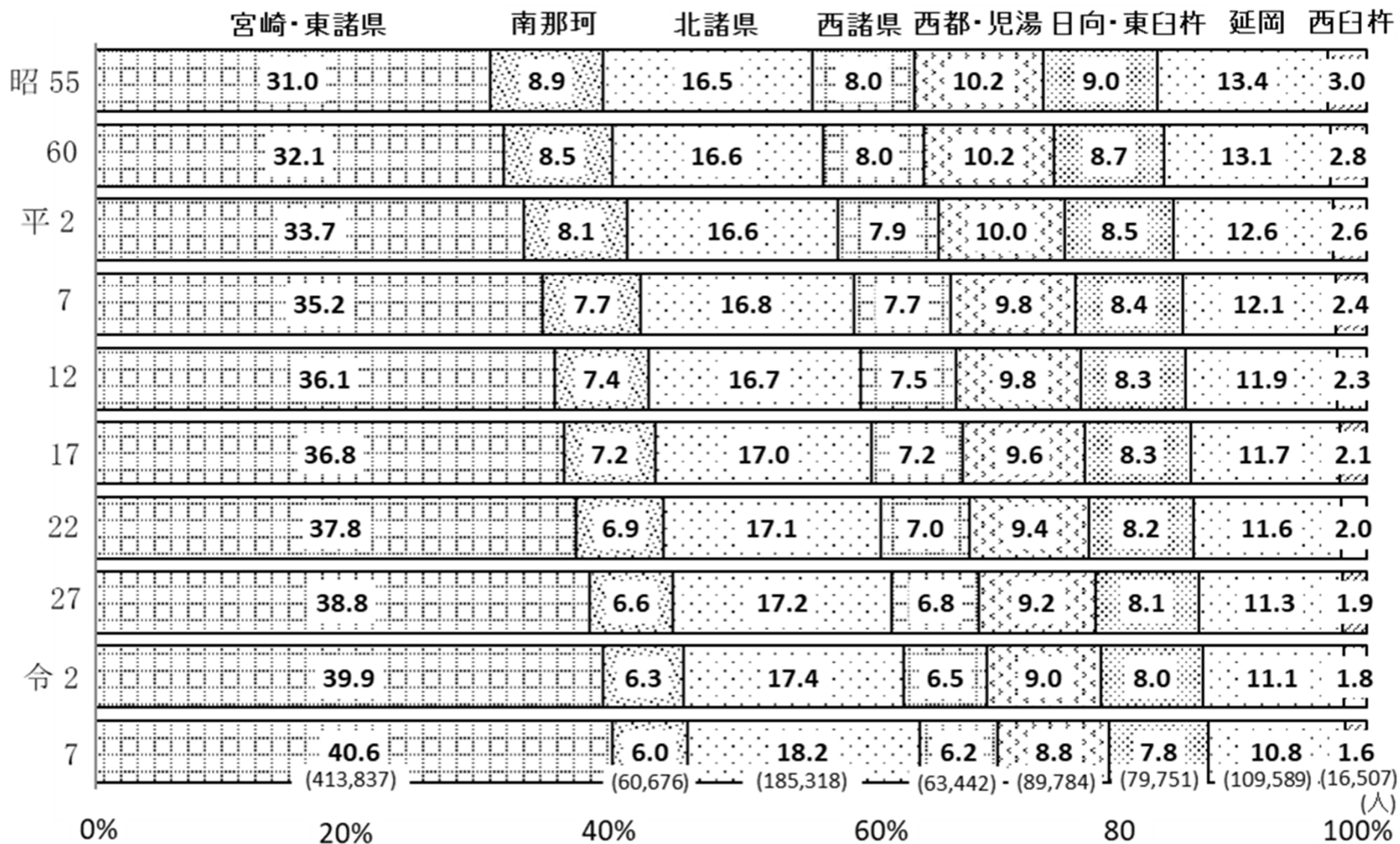
県内8地域別に人口をみると、最も人口が多いのは「宮崎・東諸県」地域で413,837人と県人口の約4割を占め、次いで「北諸県」地域の185,318人となった。人口の増減率をみると、前回調査に続き全地域での減少となった。

図2-1 地域別人口の推移〔増減率〕（昭和55年～令和7年）



IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

図2-2 地域別人口の推移〔割合〕（昭和55年～令和7年）



IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

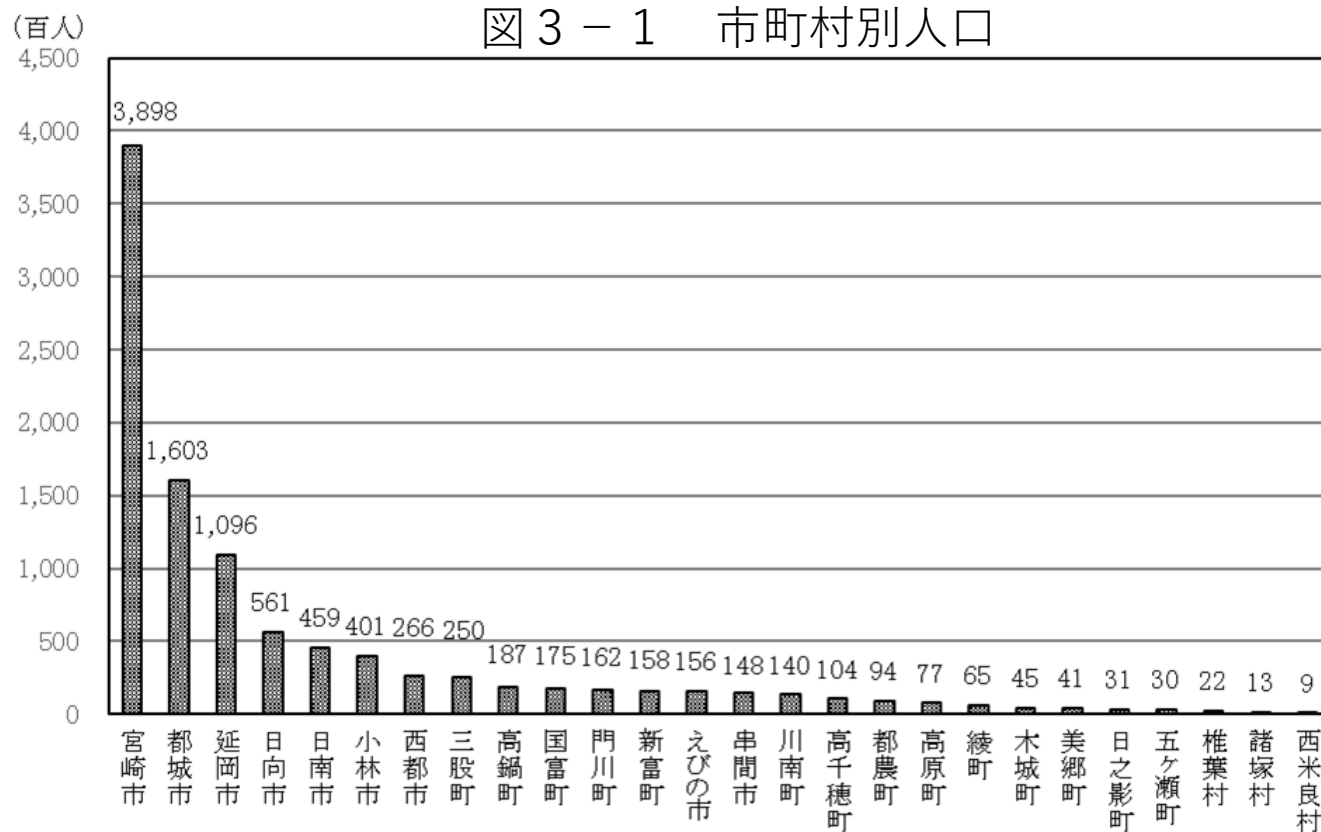
3 市町村別人口

宮崎市の人口が38万9,799人と最も多く、県人口の約38%を占める
全ての市町村で人口が減少

市町村別に人口をみると、宮崎市の人口が389,799人と最も多く、次いで都城市、延岡市と続いており、この3市が人口10万人を超えている。

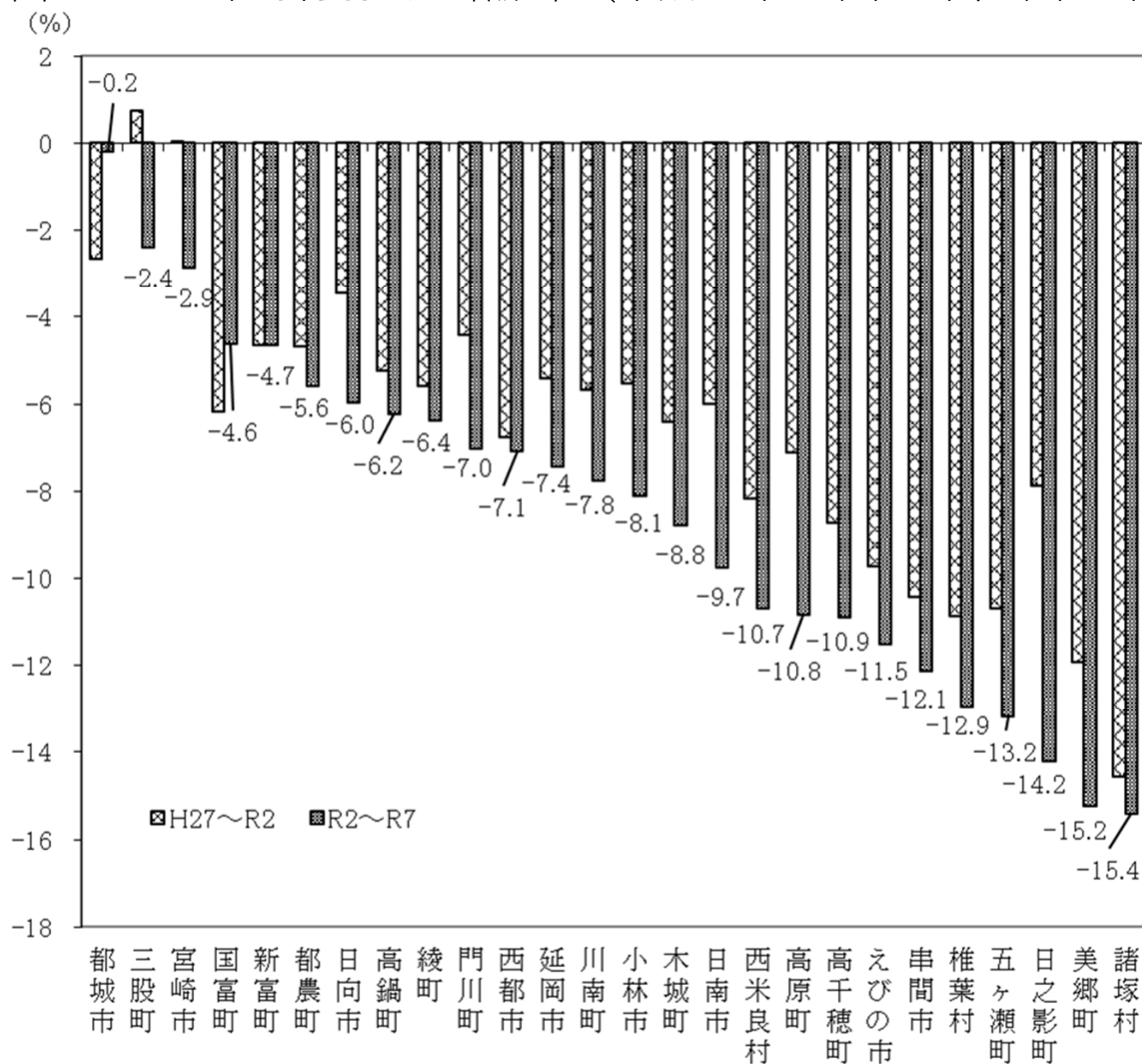
一方、人口が最も少ないのは西米良村で893人、次いで諸塚村、椎葉村となった。
また、前回調査時と比べ、全ての市町村で人口が減少した。

図3-1 市町村別人口



IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

図3-2 市町村別人口増減率（平成27年～令和2年、令和2年～7年）



IV その他報告事項 ①令和7年国勢調査（人口速報集計結果）について

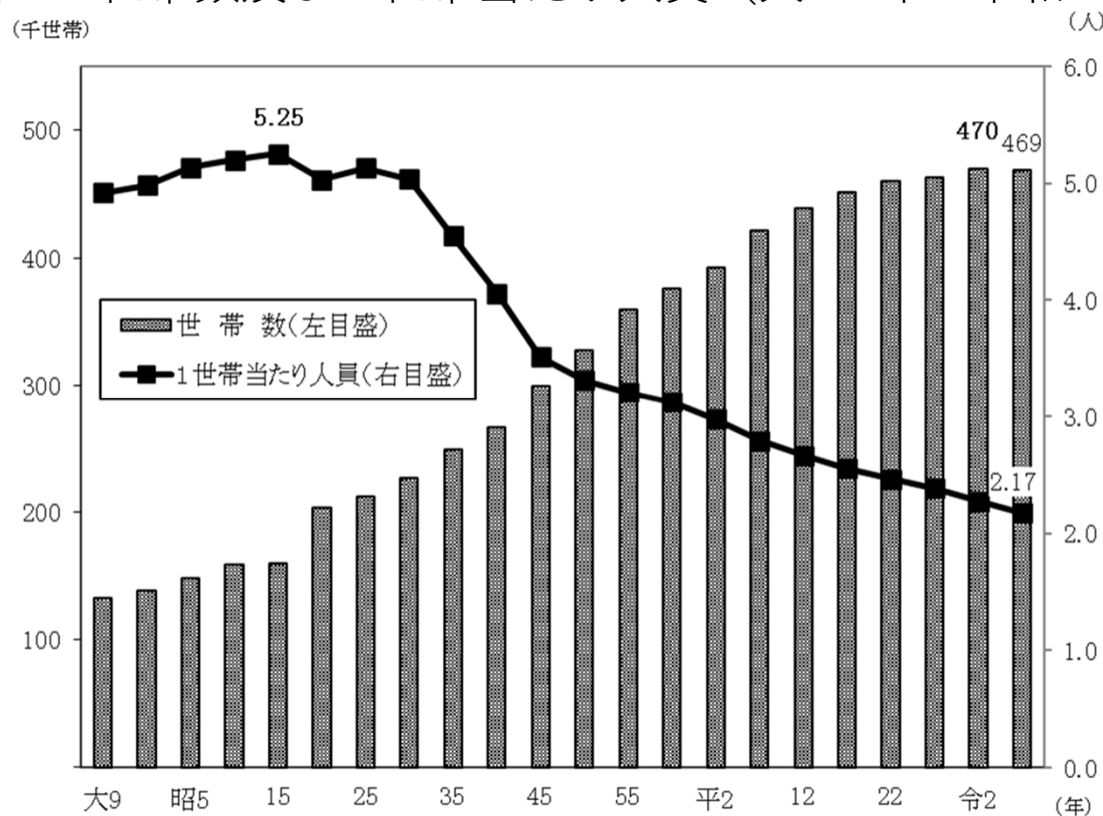
4 世帯

世帯数は46万8703世帯で初の減少
1世帯当たり人員は2.17人と過去最少

前回調査と比較すると1,352世帯（0.3%）減少し、第1回（大正9年）調査開始以来初の減少となった。

また、1世帯当たり人員は縮小を続け、今回の調査では2.17人と過去最少となっている。

図4 世帯数及び1世帯当たり人員（大正9年～令和7年）



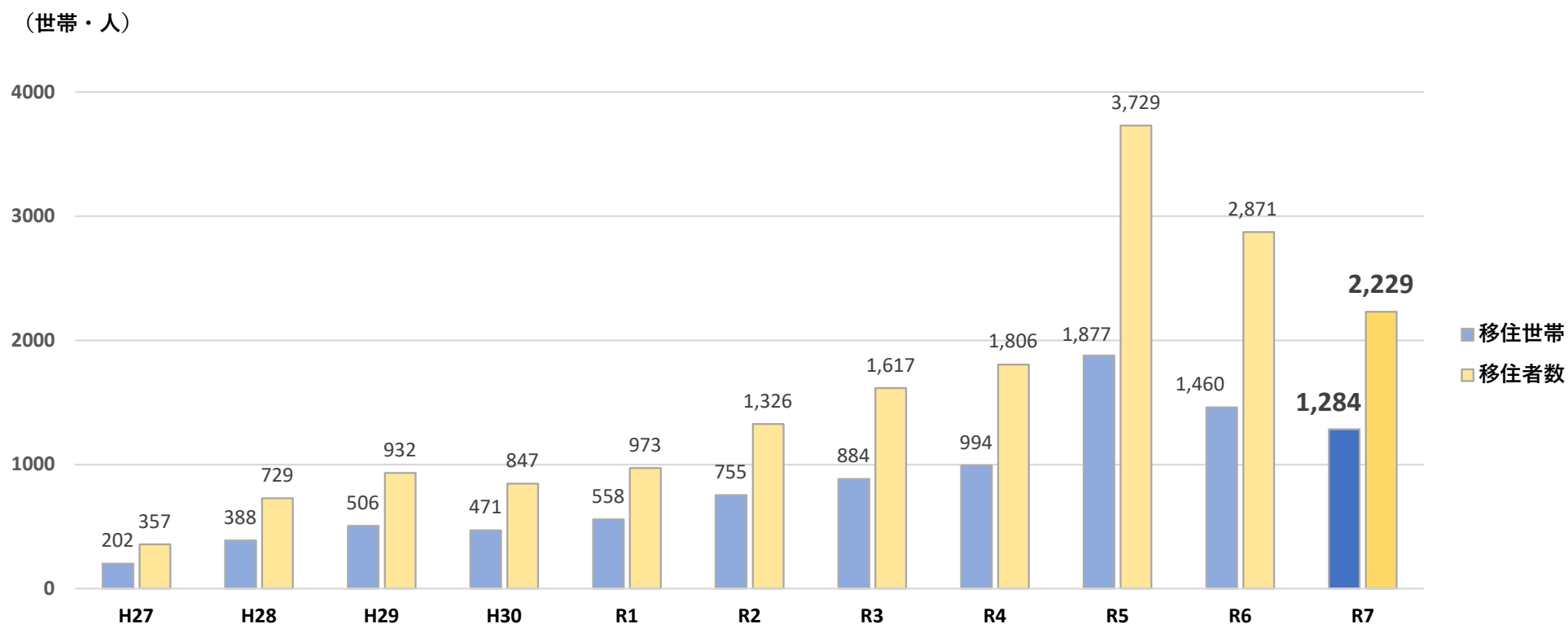
IV その他報告事項 ②令和7年度の移住実績について

令和7年度の移住実績について

中山間・地域政策課

1 移住実績（県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数）

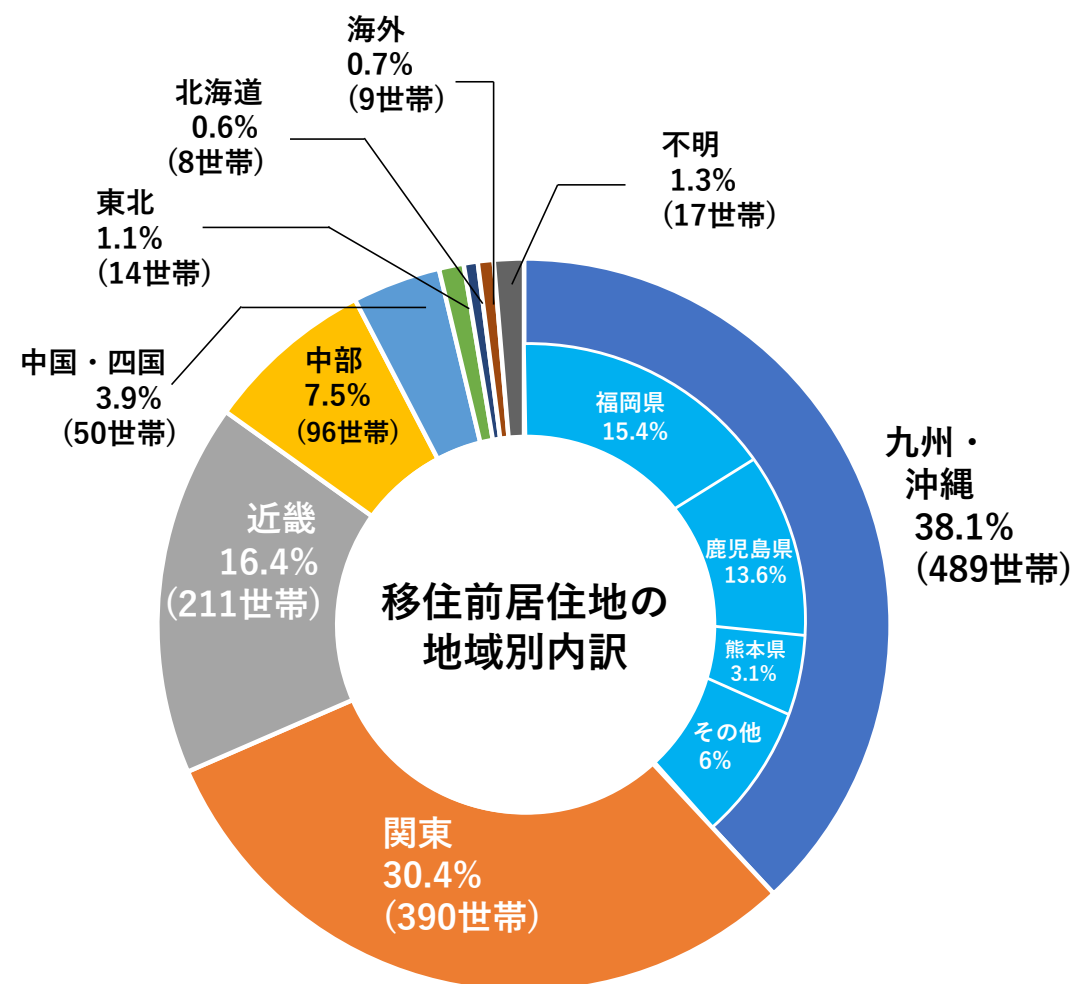
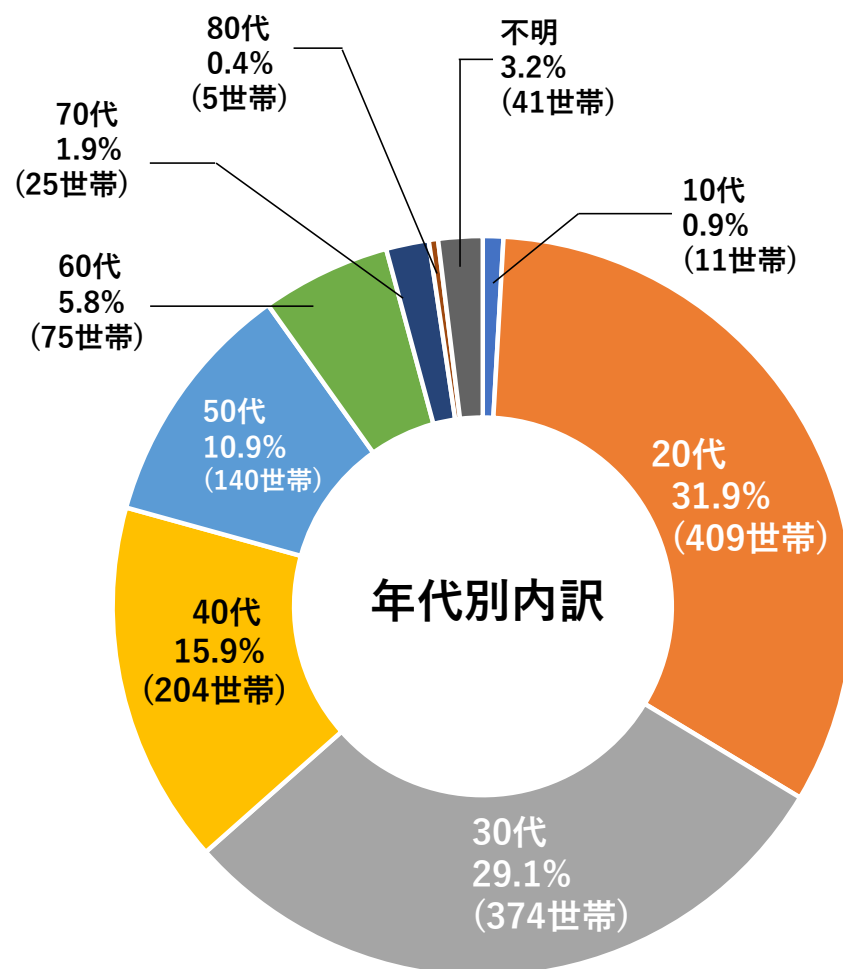
令和7年度実績は1,284世帯（2,229人）、対前年度比12.1%減（22.4%減）となった。



※ 移住の定義：本人（家族）の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと。

IV その他報告事項 ②令和7年度の移住実績について

2 年代別等内訳



※ 不明については、本人から回答を得られなかったもの。

IV その他報告事項 ②令和7年度の移住実績について

3 市町村別内訳

(単位：世帯)

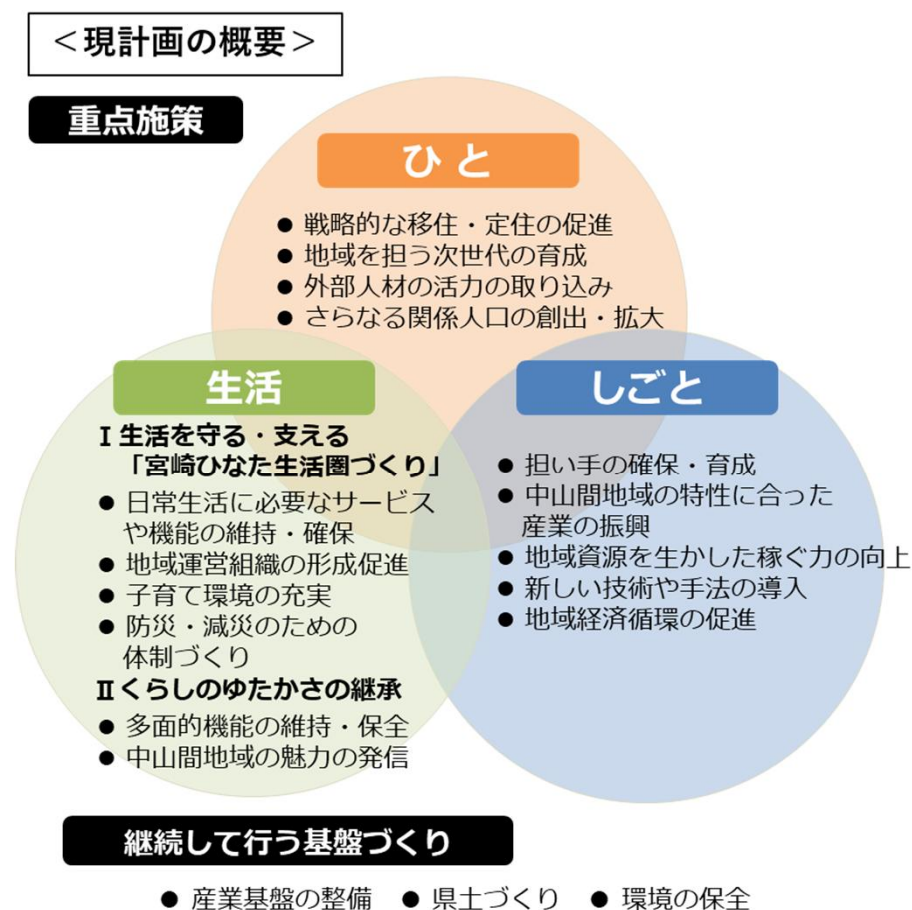
市町村名	R5年度	R6年度	R7年度	市町村名	R5年度	R6年度	R7年度
宮崎市	395	314	335	新富町	32	19	15
都城市	1,034	752	572	西米良村	2	0	2
延岡市	103	131	132	木城町	4	1	3
日南市	63	34	45	川南町	21	15	9
小林市	11	11	8	都農町	13	10	7
日向市	26	22	14	門川町	8	4	3
串間市	8	10	11	諸塚村	8	8	3
西都市	31	19	12	椎葉村	12	14	5
えびの市	29	13	25	美郷町	9	5	6
三股町	4	8	5	高千穂町	3	12	4
高原町	4	3	8	日之影町	5	2	4
国富町	10	6	0	五ヶ瀬町	6	1	11
綾町	5	6	2	不明	15	23	18
高鍋町	16	17	25	合計	1,877	1,460	1,284

宮崎県中山間地域振興計画の改定について

中山間・地域政策課

1 改定の趣旨

- 第4期宮崎県中山間地域振興計画（計画期間：令和5年度から令和8年度まで）では、目指す将来像を「人口減少化においても、将来にわたって安心して住み続けられる中山間地域」とし、「ひと」「生活」「しごと」の3つを計画の柱に据え、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進しているが、現計画が令和8年度で終期を迎えることから改定を行う。
- 改定に当たっては、社会情勢の変化や宮崎県総合計画の見直し等を踏まえた所要の見直しを行った上で、新たな振興計画を策定する。



2 計画の概要等

(1) 計画期間

令和9年度から令和12年度まで（4年間）

(2) 計画改定に向けた意見交換等の取組

① 集落の代表者等へのアンケート調査

現在の中山間地域の集落に関する基礎資料を得るため、市町村及び中山間地域の集落代表者に対するアンケート調査を実施

② 中山間地域振興協議会等における意見交換

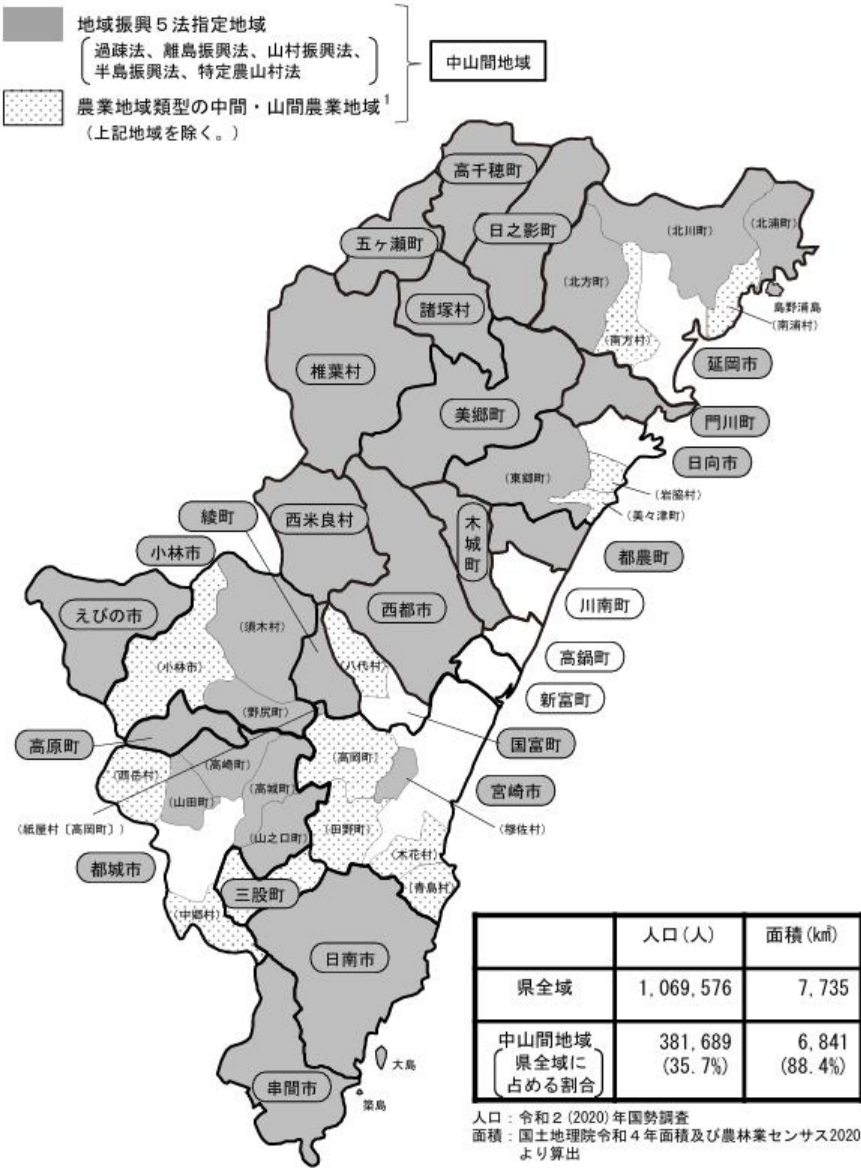
改定の方向性等について、県内7地域で設置する中山間地域振興協議会（※）等において意見交換を行う。

※西臼杵支庁及び各農林振興局単位で設置しており、県、市町村、地域代表者等で構成する組織

3 改定スケジュール（予定）

令和8年	6月～9月	集落状況調査（中山間地域市町村、集落代表者等向け）
	10月	中山間地域振興協議会（全7地区）での意見交換
	11月	11月定例会 総務政策常任委員会（骨子案報告）
令和9年	2月	改定計画素案の決定
		2月定例会 総務政策常任委員会（素案報告）
	3月～4月	パブリック・コメントの実施
	6月	6月定例会 総務政策常任委員会（改定計画議案提出）

<参考> 宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域



¹ 農業地域類型：農林統計の分析及び農政推進の基礎資料として活用するため、地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として農林水産省が設定するもの。林野率や耕地率、可住地に占めるD1D(人口集中地区)等を基準に都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分類される。

令和8年4月1日現在

市町村名	地域振興立法(5法)上の分類					5法対象	農業地域類型の中間・山間農業地域 (S25.2.1時点の市町村単位)	中山間 地域該当 市町村
	過疎法	山村 振興法	離島 振興法	半島 振興法	特定農 山村法			
宮崎市					▲	▲		▲
旧宮崎市							▲木花村、青島村	
旧清武町							●	
旧田野町							●	
旧佐土原町							●	
旧高岡町					▲紙屋、摩佐	▲	●	
都城市	▲	▲			▲	▲		▲
旧都城市							▲西岳村、中郷村	
旧山之口町	●	●			●	●	●	
旧高城町	●				●	●	●	
旧山田町	●				●	●	●	
旧高崎町	●				●	●	●	
延岡市	▲	▲	▲		▲	▲		▲
旧延岡市			▲島野浦島			▲	▲南方村、南浦村	
旧北方町	●	●			●	●	●	
旧北川町	●	●			●	●	●	
旧北浦町	●	●			●	●	●	
日南市	●	▲	▲	▲	●	●		●
旧日南市	●	▲崎戸、酒谷			●	●	▲日南市、細田町、榎原村、崎戸村、酒谷村	
旧北郷町	●	●			●	●	●	
旧南郷町	●		▲大島	●	●	●	●	
小林市	▲	▲			▲	▲		●
旧小林市							●	
旧野尻町	●	●			●	●	●	
旧須木村	●	●			●	●	●	
日向市	▲	▲			▲	▲		▲
旧日向市							▲美々津町、岩館村	
旧東郷町	●	●			●	●	●	
串間市	●	▲本城、都井 ▲三財、三納、 東米良村の一部	▲築島	●	●	●	▲福島町、大東村、本城村、都井村、市木村 上穂北村、三財村、三納村、 東米良村の一部	●
西都市					▲	●	▲	●
えびの市	●				▲加久藤	●	●	●
三股町							●	●
高原町	●					●		●
国富町							▲八代村	▲
綾町		●			●	●	●	●
高鍋町								
新富町								
西米良村	●	●			●	●	●	●
木城町		●			●	●	●	●
川南町								
都農町	●					●	●	●
門川町					●	●	●	●
諸塚村	●	●			●	●	●	●
椎葉村	●	●			●	●	●	●
美郷町	●	●			●	●	●	●
旧南郷村	●	●			●	●	●	
旧西郷村	●	●			●	●	●	
旧北郷村	●	●			●	●	●	
高千穂町	●	▲田原、岩戸			●	●	●	●
日之影町	●	●			●	●	●	●
五ヶ瀬町	●	●			●	●	●	●
県計	16	16	3	2	19	21	37	23

●は全部、▲は一部指定

本県とインドネシア政府等との連携合意について

産業政策課

1 概要

本県産業の維持・活性化に向け外国人材を安定的に確保するため、インドネシア共和国労働省、移住労働者保護省及びインドネシア送出機関協会（AP2LN）と連携合意書等を締結した。

2 連携合意書等締結日

令和8年5月12日（火）

3 連携の相手方及び合意内容

（1）インドネシア共和国労働省、インドネシア送出機関協会（AP2LN）

労働省、AP2LNそれぞれと連携合意書を締結

【連携合意の主な内容】

- ・技能実習生等の育成、送出し及び受入れの効果的な促進及び定期的な情報交換
- ・インドネシアにおける人材育成プログラムの充実
- ・宮崎県における日本語、日本の文化及びビジネスマナーに関する教育の実施 など

（2）インドネシア共和国移住労働者保護省

今後の連携合意書締結を見据えた意見交換及び協議書面への署名

【意見交換の主な内容】

- ・宮崎県において必要とする職種等に関する定期的な情報共有
- ・インドネシア人特定技能労働者の円滑な送出し及び受入れ など



労働省



AP2LN



移住労働者保護省

4 期待される効果

(1) 適正な教育を受けた人材の確保

- ・インドネシア労働省が所管する職業訓練校において、宮崎県で就労するにあたり必要となる技能を事前習得できる人材育成プログラムを構築し、即戦力となる人材を確保
- ・送出機関における入国前教育において、日本語能力試験N4相当（基本的な日本語を理解することができるレベル）を身に付けた人材を育成し、基礎力の高い人材を確保

(2) 日本の制度や文化・慣習を理解した人材の受入れ

- ・技能実習制度（育成就労制度）や特定技能制度における在留期間や就労可能な職種等、日本国内の制度を事前に理解する教育を実施し、入国後のミスマッチを防止
- ・時間厳守、報連相の実施、チームでの協働、ゴミの分別、地域行事など、日本で就労するにあたり必要とされる文化・慣習を事前に教育し、入国後のトラブルを未然に防止

(3) 受入れ人材に係る情報共有体制の確立

- ・人材入国後もインドネシア政府や送出機関と情報共有し、不測の事態が発生した場合には、速やかに連携を取れる体制を確立

5 今後の取組・展開

インドネシア国内の職業訓練機関や送出機関等との連携体制を構築し、国内の監理団体、登録支援機関、人材紹介会社等と繋ぐことで、本県が求める質の高い人材の受入れに繋げる。

【令和8年度の主な予定】

- インドネシア送出機関等への県内企業PR（5～10社程度）
- 本県での県内企業と関係機関のマッチング会（計2回程度）



海外送出機関でのPR

宮崎県消費者基本計画の策定について

生活・協働・男女参画課

1 策定の趣旨

県では、平成27年に「宮崎県消費者教育推進計画」を策定（令和元年に改定）し、消費者教育をはじめとする各種消費者施策に取り組んできたが、近年、高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の進展などに伴い、消費者トラブルが複雑化・多様化してきている。こうした消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの「宮崎県消費者教育推進計画」を継承・包含した「宮崎県消費者基本計画」を策定する。

2 計画の概要

（１）計画の位置づけ

- ・宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第４条に基づく消費者政策に関する基本的計画
- ・消費者教育の推進に関する法律第10条第１項に基づく都道府県消費者教育推進計画

（２）計画の期間

令和８年度から令和12年度の５年間

（３）目指す姿

県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会

IV その他報告事項 ⑤宮崎県消費者基本計画の策定について

消費生活を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く環境の変化

- ・高齢化の進行や成年年齢の引下げ
- ・デジタル化の進展と電子商取引の拡大
- ・自然災害の激甚化・多発化
- ・持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

2 本県における消費生活相談の現状

- ・県は3箇所に消費生活センターを設置、市町村は7地域8箇所に消費生活センター等を共同で設置
- ・消費生活相談は県全体で近年約1万件/年、うち市町村で受け付けた相談割合は全体の約5割で推移
- ・契約当事者が60歳代以上の相談は約47%

3 消費生活に関する県民の意識（R6年度調査）

- ・消費者トラブルにあった県民の割合は21.7%（H26年度調査から15.7ポイント増加）
- ・「これまでに消費者教育を受けたことがある」と認知している県民は約36%

4 今後取り組むべき主な課題

消費者トラブルの未然防止

地域の見守り体制の構築

相談体制の充実強化

消費者教育の推進・担い手の確保

持続可能な社会の実現

基本方針1 安全で安心な消費生活の確保	基本方針2 消費者被害の防止と救済	基本方針3 自ら考え行動する消費者の育成
1 消費者の安全・安心の推進 2 事業者に対する指導強化 3 地域における見守り活動の推進	1 県と市町村が連携した消費者問題解決力強化 2 消費者ニーズに対応した相談体制の充実 3 関係機関・団体等との連携強化	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進 2 消費者教育の担い手の確保・育成 3 消費者への効果的な情報発信 4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

○推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

国や他の都道府県、市町村、警察、教育委員会、福祉関係団体、弁護士会等の関係団体との緊密な連携により計画を推進

2 計画の進捗管理

毎年度、施策の実施状況を宮崎県消費生活対策審議会に報告、県ホームページで公表

3 評価指標（主なものを抜粋）

	評価指標	現状 (R6年度)	目標 (R12年度)
計画全体	表示や説明を十分確認し、その内容を理解したうえで商品やサービスを選択することを心がけている人の割合	68.1%(※)	80.0%
基本方針1	消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置市町村数	2市	全26市町村
基本方針2	県消費生活センターによるあっせん解決率	92.0%	93.0%
基本方針3	県・市町村消費生活センターの出前講座実施回数	315回	400回

(※)R7年度県民意識調査

第12次宮崎県交通安全計画の策定について

生活・協働・男女参画課

1 策定の趣旨

人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し、諸施策を強力に推進していくために策定する都道府県交通安全計画について、第11次計画の終期が令和7年度末であることから、国の基本計画に基づき、新たに第12次計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、本県の交通安全に関する長期的な施策の大綱を定める計画

(2) 計画の期間

令和8年度から令和12年度の5年間

(3) 基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とするとともに、少子高齢化の進展等による社会情勢の変化を踏まえ、交通事故を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に対する各種施策を推進することにより、交通事故のない社会を目指す。

Ⅳ その他報告事項 ⑥第12次宮崎県交通安全計画の策定について

第1章 道路交通の安全

(1) 現状

- ① 交通事故発生件数は右肩下がりである。
- ② 死者数は30人台で推移している。

(2) 交通事故の特徴（R3～R7）

- ① 交通事故死者の年代別では65歳以上の高齢者が約6割を占めている。
- ② 交通事故の発生原因別では、脇見等（前方不注意、安全不確認等）による事故が約7割を占めている。
- ③ 自転車に関与する死亡・重傷事故のうち約7割には自転車側にも法令違反が認められる。

(3) 目標

令和12年までに年間の

- 24時間死者数を29人以下 ○ 重傷者数を223人以下

(4) 重視すべき視点（全10項目のうち主なもの）

- 改 ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 改 ② こどもの安全確保のための環境整備
- 改 ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- 改 ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 生活道路における歩行者等の安全確保
- 新 ⑥ 特定小型原動機付自転車等の法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 新 ⑦ 外国人の交通安全対策の推進 等

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

(1) 現状

令和7年の鉄道事故発生件数は3件（全て踏切事故）、死者数は3人

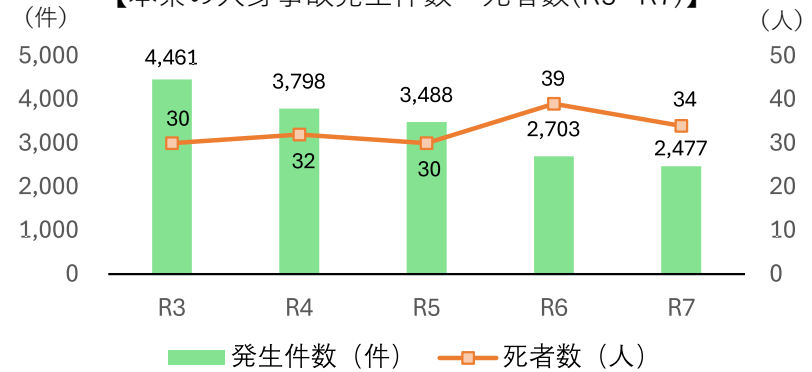
(2) 目標

- ・乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少
- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進

(3) 講じようとする施策

- ・鉄道交通環境の整備
- ・踏切道の立体交差化
- ・鉄道の安全な運行の確保
- ・踏切道の統廃合の促進 等

【本県の人身事故発生件数・死者数(R3～R7)】



(5) 講じようとする施策（主な内容）

① 道路交通環境の整備

- ・人優先の安全・安心な道路交通環境の整備
- ・令和8年9月施行の生活道路の法定速度30km/h引き下げに伴う制度の円滑な施行の推進 等

② 交通安全思想の普及徹底

- ・幼児から高齢者の各世代に対する段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・自転車や特定小型原動機付自転車等の安全利用及びヘルメット着用の推進
- ・在留・訪日外国人に対する交通安全教育の推進 等

③ 安全運転の確保

- ・高齢者講習や認知機能検査など高齢運転者の交通事故防止対策 等

④ 車両の安全性の確保

- ・安全運転を支援する先進安全自動車の普及促進 等

⑤ 道路交通秩序の維持

- ・自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえた交通指導取締まりの推進 等

⑥ 救助・救急活動の充実

- ・交通事故の被害を最小限にとどめるための体制整備 等

⑦ 被害者等支援の充実と推進

- ・交通事故相談所による交通事故当事者の支援体制の充実
- ・交通遺児に対する支援 等

⑧ 調査研究の推進

- ・官民の有する交通事故調査・分析に関するデータを用いた交通安全対策 等

「第5次みやざき男女共同参画プラン」の策定について

生活・協働・男女参画課女性活躍推進室

1 策定の趣旨

現行の「第4次みやざき男女共同参画プラン」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、今年度で現行のプランが終期を迎えることから、本年3月に改定された国の「第6次男女共同参画基本計画」及び令和7年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果等を勘案し、新たなプラン策定を行う。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

(2) 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、本県における男女共同参画推進に向けた基本的考え方と具体的施策を示す。

また、第4次プランと同様に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定する。

IV その他報告事項 ⑦第5次みやざき男女共同参画プランの策定について

(3) 基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる下記6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 意思の形成及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康への配慮
- ⑥ 国際社会における動向への配慮

3 策定のスケジュール（予定）

令和8年	6月	6月定例会常任委員会（策定について報告）
	7月	宮崎県男女共同参画審議会
	8月	宮崎県男女共同参画推進会議
	9月	9月定例会常任委員会（体系案報告）
	11月	宮崎県男女共同参画審議会
	12月	11月定例会常任委員会（素案報告） パブリックコメントの実施
令和9年	1月	宮崎県男女共同参画審議会
	2月	2月定例会（議案提出・審議）
	3月	「第5次みやざき男女共同参画プラン」決定、公表

みやざき文化振興計画の改定について

みやざき文化振興課

1 改定の趣旨

現計画（令和5年6月策定）の期間が令和8年度までであることから、以下の状況等を踏まえ、計画の見直しを行う。

- 国スポ・障スポの開催や神楽のユネスコ無形文化遺産登録への動き
- 少子高齢化等に伴う文化の担い手不足
- デジタル技術の進化等による創造・鑑賞形態の多様化
- 文化を通じた地域の活性化及び地域課題の解決 等

2 現計画の概要

（1）計画の位置付け

宮崎県文化振興条例（令和4年条例第2号）に規定する文化の振興等に関する基本的な計画として策定し、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置付けている。

（2）基本目標

一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して

IV その他報告事項 ⑧みやざき文化振興計画の改定について

(3) 目指す姿

- 県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることができるみやざき
- 県民が文化活動の主体となり、その能力を十分に発揮するみやざき
- 県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持つみやざき
- 県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき

(4) 重点を置く視点

- 文化の裾野の拡大
- 様々な分野との連携の推進

3 改定のスケジュール（予定）

令和8年8月～	市町村や文化団体等へのヒアリング みやざきの文化を考える懇談会
11月	県議会常任委員会（骨子案の報告）
12月	みやざきの文化を考える懇談会
令和9年3月	県議会常任委員会（素案の報告） パブリックコメントの実施
5月	みやざきの文化を考える懇談会
6月	県議会常任委員会（最終案の報告） みやざき文化振興計画の改定、公表

第2次宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定について

人権同和対策課

1 策定の趣旨

現計画が令和8年度末に計画期間の満了を迎えることから、これまでの取組を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策をより一層推進するため、新たに「第2次宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（令和9年度～令和13年度）」を策定する。

2 現計画の概要

（1）位置付け

犯罪被害者等基本法第5条及び宮崎県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づき、本県の犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

（2）計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

（3）基本方針

- ①個々の尊厳の尊重
- ②個々の事情に応じた適切な支援
- ③途切れることのない支援の提供
- ④支援関係機関相互の連携・協力

IV その他報告事項 ⑨第2次宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定について

(4) 重点課題と基本的施策

重点課題	基本的施策
①犯罪被害者等支援のための体制整備	○相談及び情報の提供等 ○民間支援団体の活動の支援 ○犯罪被害者等の支援を担う人材の育成 ○連携協力の推進
②精神的・身体的被害の回復・防止	○心身に受けた影響からの回復 ○安全の確保 ○保護、捜査、公判等の過程における配慮等
③損害回復・経済的負担の軽減	○経済的な援助に関する情報の提供 ○住居の安定 ○雇用の安定 ○日常生活の支援
④犯罪被害者等を支える地域社会の形成	○県民及び事業者の理解の増進 ○学校における教育

3 策定のスケジュール（予定）

令和8年6月	常任委員会（計画策定着手）
10月	庁内連絡会議（第1回）、有識者懇話会（第1回）
12月	常任委員会（素案報告） パブリックコメントの実施
令和9年1月	庁内連絡会議（第2回）、有識者懇話会（第2回）
3月	常任委員会（策定報告）